

論 題 積極的平和主義の概念は日本国憲法の要請に真に応答し得るか
副 題 日本国憲法及び国連憲章の目的に鑑みた積極的平和主義の当否、並
びに解釈改憲の方法による憲法の基本原理変更の是非に係る考察

論文の概要

集団的自衛権は、個別的自衛権とともに国連憲章 51 条に規定されるが、それは、国民と国家の存立確保の観点から、主権国家に与えられた固有の自然的権利として把握される概念である。しかし、戦争を代表とする武力の行使一般を禁止する現代国際社会では、国連主導の集団安全保障体制が国際の平和と安全実現のための原則であり、個別的又は集団的自衛権の行使は急迫不正の侵害に対する一時的例外措置として位置づけられるものである。

自衛権と第九条に関するわが国憲法学の学説は、放棄される戦争の範囲及び保持可能な戦力を主要な論点として、限定放棄説、2 項全面放棄説、1 項全面放棄説に整理されるが、このうち、2 項全面放棄説については更に、独立国家に固有の自衛力を保持することまで憲法は禁じていないとする見解と、警察力を超える実力装置の保持の一切が禁じられるとする見解に分かれる。学説上の多数説は後者だが、政府は前者の立場を採り、保持可能な実力装置の範囲についての限界をめぐる議論を蓄積してきた。その論点は、自衛隊活動の内実と地理的範囲の限界を奈辺に画定するかに集約しており、冷戦後の国際状況の変容も加味して議論が進展する中で安全保障法制が整備され、その過程で許容限度に係る解釈が示されていく。そして、わが国が主体である限り、自衛の範囲は日本領域内に限られないが、海外での他国の武力行使と一体化する虞がある行為は許されず、集団的自衛権の行使は必要最小限度を超えるため許されないとする解釈が内閣法制局筋で確定した。

しかし、政府は、新興国の台頭、国際テロとの対峙等、安全保障環境の劇的な変容に際し、もはや一国のみで自国を防衛することは不可能であるとの認識から、今あるべき憲法解釈について安保法制懇に諮問して報告書を求め、2014 年 7 月 1 日、従前の確定解釈を変更する閣議決定を行った。そして、積極的平和主義に基づき、有事、国際貢献、及び日米安保の各分野における一層の体制強化によって抑止力の向上を図る法整備を行うとの方針を示し、新たに提唱した「新三要件」を充足する場合には、従前に確定した許容限度を超える武力の行使が可能になるとの新解釈を打ち出したのである。国際情勢の変容に係る政府の問題意識は正しいが、新解釈は、冷戦期の停滞を脱し、平和的生存の実現に向けて力に拠らない国際秩序の構築と平和の実現のために動き出しつつある国際平面の姿勢に逆行するのみならず、武力行使の許否要件判断について政府に大きな裁量の余地を与えるものであり、権力の暴走抑止の点で問題が大きい。そもそも、国民と国家の存続に直結する安全保障上の当為について如何なる選択を為すかは、主権者の決定に委ねるのが至当である。

日本に在るべき平和主義は、非暴力平和主義と積極的平和主義のいずれであるべきであろうか。日本国憲法の原点に立ち返れば、その真の要請は「政府の行為により再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」とことと「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれるよう全力をあげる」とであった。これを手段と目的の関係に解せば、「力に拠らずして、世界人類の恐怖と欠乏からの解放を理想と目的にせよ」と読むことができる。

故に、今次の新解釈は、一度白紙撤回されるのが善い。その上で、わが憲法の要請を再確認し、有事においても尊重されるべき人権が十全に保障され、かつ、侵害に対して必要十分な補償がなされる為にとの観点から、国民の意思で安全保障法制を確立すべきである。平和を希求する諸国民の信義と公正に自己の存立を委ねる決意をしたことは、わが国が世界に嚆矢する名誉である。われ等日本国民は、その道を永劫選択する者であると信じたい。

目次

はじめに

第一章 国際社会の戦争・平和観の変遷と安全保障体制の標準

- 1 国際社会における戦争・平和観の変遷
- 2 国際法上の自衛権発動の要件
 - (1) 武力行使概念と武力攻撃の定義
 - (2) 憲章 51 条以外の自衛権発動の一般的要件
 - (3) 自衛権行使の判断主体
- 3 国際法上の集団的自衛権に関する議論と I C J 判例

第二章 憲法学における第九条の解釈論並びに自衛権に係る学説、最高裁及び政府の見解

- 1 日本国憲法第九条第一項の解釈
- 2 日本国憲法第九条第二項の解釈
- 3 憲法第九条の下における安全保障体制に係る議論並びに法整備及び政府解釈の変遷
 - (1) 憲法学説
 - (2) 判例
 - (3) 政府解釈
 - (4) 国際情勢の変化と論点の集約化
 - (5) 武器の使用概念と武力行使との一体化論及び必要最小限度の範囲

第三章 安保法制懇報告書の提言及び第二次安倍内閣・閣議決定の摘要

- 1 安保法制懇報告書の提言
- 2 第二次安倍内閣・閣議決定
 - (1) 有事法制
 - (2) 国際貢献法制
 - (3) 日米安保法制

第四章 安倍解釈の妥当性に係る考察

- 1 平和主義を理念的原理として論じることの是非
- 2 第二次世界大戦後の国際平面の構造
- 3 集団的自衛権に該当するとされる事例の検討
 - (1) 米艦防護
 - (2) 弾道ミサイル防衛
 - (3) 機雷掃海

第五章 日本に在るべき安全保障とは

おわりに

はじめに

わが国は、国内外に悲痛を強い、二度の核攻撃を被るという結末を自招した第二次世界大戦への痛切な反省から日本国憲法を確定し、国民主権の下、平和を愛する国際社会に信頼して、国際的恒久平和の実現に全力をあげると宣誓した国家である。同時期、国際社会でも、国際連合憲章を以て遂に戦争の原則違法化を実現したが、一切の戦争を放棄し、戦力の不保持を宣言して国の交戦権をも否認する「徹底した戦争否定の姿勢を打ち出す¹⁾」日本国憲法第九条は、制憲後約 70 年を経た今日においてもなお、世界の諸憲法の中で、比類なき特徴を成している。しかし、その後のグローバリズム進展の趨勢は、地球規模で加速度的に国際関係を緊密化して相互依存度を深め、「もはや一国のみで自国を防衛することはできず、あらゆる事態を想定して、国民の命と平和な暮らしを守るために切れ目のない安全保障法制を整備する必要がある²⁾」との認識を齎した。故に政府は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書を基に議論を重ね、2014 年（平成 26 年）7 月 1 日、「いかなる事態にあっても国民の命と平和な暮らしは守り抜いていく³⁾」との決意の下に、既に確定していた憲法解釈を変更する旨の閣議決定を行った。はたして、政府が新たに提唱する「積極的平和主義」なる概念は、わが憲法を特徴づける平和主義の精神と合致するのであろうか。また、国際社会の情勢変化から予見される種々の危機的状況に対する現実的要請への応答として、安全保障上の如何なる解を現行憲法の理念から導くべきであるのか、本稿は、その描出のための努力を試みるものである。

第一章 国際社会の戦争・平和観の変遷と安全保障体制の標準

1 国際社会における戦争・平和観の変遷

人類の歴史は戦争の歴史であり、「戦争の廃絶はあまりに難しい⁴⁾」と言われるが、戦争なき平和の構築は、常に人類の悲願であった。かつて、無差別戦争観に基づく戦争の規則化が主張されたが、その規則化された戦争がわれ等人類に如何に凄惨な結末を齎すものであるかは、「言語に絶する悲哀（国際連合憲章前文）」をもって二度の世界大戦が証明した。そこで人類は、国際連合憲章（以下、「憲章」）に基づいて国際連合（以下、「国連」）を創設し、国際の平和と安全を目的とする普遍的な集団安全保障体制を構築することで、「共同の利益の場合を除く他は武力を用いないこと（憲章前文）」を原則とし、国連安全保障理事会（以下、「安保理」）決議に拠る授權がある場合の他は、戦争を始めとする武力の行使を一般的に違法化したのである。また、憲章は第 4 条で、国連加入の要件として「憲章に掲げる義務を受諾」することを挙げ、加盟国が国際の平和と安全の維持のために行動する際に遵守すべき行動原則を第 2 条に規定している。設立当初、国連中心の集団安全保障の実効的手段としては、「国連加盟国からの特別協定（憲章第 43 条）により提供された兵力が、軍事参謀委員会（憲章第 47 条）の指揮の下で、安保理の軍事的強制措置に従事することが

¹⁾ 芦部信喜『憲法』54 頁（岩波書店、第 5 版、2014）要約

²⁾ 2014 年 7 月 1 日『首相記者会見』要約

³⁾ 安倍首相 前掲註(2)

⁴⁾ 1955 年 7 月 9 日『ラッセル・アインシュタイン宣言』

想定されていたが⁵⁾、安保理の機能麻痺による実効性の欠缺に対する懸念から、憲章 51 条には、武力行使の一般的禁止の例外として、個別的または集団的自衛権の行使が一定の要件の下、限定的に許容されると規定されたのである⁶⁾。

2 国際法上の自衛権発動の要件

憲章は、個別的自衛権と集団的自衛権について別異の取り扱いをしていない。また、憲章第 51 条は、それらの要件について、「武力攻撃が発生した場合」という行使要件と、「安保理が…必要な措置をとるまでの間」という時間的要件、及び安保理への報告義務を示すのみで、保護されるべき法益の内容ないし許容される自衛権の内容及び限界について具体的に言及していない。そのため、これらをめぐって、学説及び諸国の見解に相違がみられる。

(1) 武力行使概念と武力攻撃の定義 憲章第 51 条は、自衛権を行使できる場合を「武力攻撃が発生した場合」に限定しているが、ここでいう「武力攻撃」は国連憲章第 2 条第 4 項で禁止される「武力による威嚇または武力行使」と同一の概念であるのか。これについては、「第 51 条の『武力攻撃』の範囲は憲章第 2 条第 4 項が禁ずる『武力による威嚇または武力行使』の範囲よりは狭く、『武力が比較的大規模でかつ実質的効果を伴って行使される』場合にのみ自衛権は行使可能である⁷⁾」とされている。

(2) 憲章 51 条以外の自衛権発動の一般的要件 憲章第 51 条が規定する行使要件と時間的要件の他にも、慣習国際法上、①「防衛行動以外の手段では危害を回避することができない」という必要性の要件、②「加えられた侵害が急迫不正である」という違法性の要件、③「自衛措置の内容・程度は加えられた侵害と均衡しなければならない」という均衡性の要件を充足しなければならないことが確認されている。

(3) 自衛権行使の判断主体 また、自衛権行使の要件充足の判断権は、国際司法裁判所（以下、「ICJ」）によれば、第一次的には「武力攻撃の被害者たる国家」にあるとされる。

以上を整理すれば、憲章第 51 条に規定される国際法上の武力の行使概念は、戦争を含む最広義の概念である「武力の行使」、自衛権行使の許容対象となる「武力攻撃」、武力攻撃には及ばない程度の「グレーゾーン」の侵害行為に分類でき、武力の行使は原則禁止、グレーゾーンの侵害行為に対する自衛権行使は制限され、唯一、武力攻撃に対する自衛権行使は例外的に許容されるとして、実力の行使可能範囲をできるだけ狭く捉えようとしている点に特徴がある。従って、憲章第 51 条は、武力の行使について、いわゆる「『自衛戦争』の禁止以上を要求する規範であると解釈すべき⁸⁾」であると言われている。

3 国際法上の集団的自衛権に関する議論と ICJ 判例

国際法上、集団的自衛権の定義については「他の国家が武力攻撃を受けた場合、これと密接な関係にある国家が被攻撃国を援助し、共同してその防衛にあたる権利」と捉えるのが通説的であり、その法的性質に係る議論としては、①「個別的自衛権共同行使説」、②「個別的自衛権合理的拡大説」、③「他国防衛権説」が有力である。

⁵⁾ 梶基晃『憲法 9 条 研究と議論の最前線』345 頁（青林書房、初版、2006）

⁶⁾ なお、国連憲章第 7 章による正規の国連軍は現在に至るまで未だ編成されたことはない。

⁷⁾ 梶 前掲註(5)2006 13 頁

⁸⁾ 横大道聡「平和主義・国際貢献・集団的自衛権」法律時報 86 卷 5 号 48 頁（日本評論社、2014）

① **個別的自衛権共同行使説** 第一の見解である個別的自衛権共同行使説は、集団的自衛権行使の根拠を自己の権利または利益に対する侵害に求め、自国が直接武力攻撃を被ったか否かに関わらず、他の国家に対する武力攻撃が、自国の権利又は利益を侵害し、若しくはその虞があるときに集団的自衛権を行使し得るとする見解である。

② **個別的自衛権合理的拡大説** 第二の個別的自衛権合理的拡大説は、現在の国際法学における通説の見解であり、「自国と密接な関係にある他国に対する攻撃を、自国に対する武力攻撃とみなし、当該攻撃によって自国の実体的権利が侵害されたとして、被攻撃国を守るための防衛行動をとる権利」が集団的自衛権であるとし、その法的性質を、自国の実体的権利の侵害という個別的自衛権の延長線上に把握する見解である。そして、被攻撃国と自国の関係の密接性を前提に、「本質的には（集団的な）自国の防衛である」と構成して、被害国への援助は、集団的自衛権により自国防衛の措置を講じたことの反射的效果であるとみる。なお、「密接な関係」については、事実上、一国に対する攻撃が他国に対する攻撃とみなされ得るような、『特殊な連帯関係』にある場合が該当し、条約上及び地理上の関係のみならず、歴史的にみて強度の政治的連繋がある場合も含まれると説明されている。

③ **他国防衛権説** 次いで、第三の「他国防衛権説」であるが、前二説が、集団的自衛権の法的本質をあくまで「自衛」とみるのに対し、「他衛」を本質とする点で異なる。本説は、集団的自衛権の法的性質を、急迫不正の侵害に対して自己又は「他人の」権利を防衛するために止むを得ない行為の違法性は阻却されるという正当防衛の理論に求め、「共通の価値観を有する機構に所属する一国家に対する不法な武力攻撃に対する集団的正当防衛権」が集団的自衛権であると構成する。これによれば、被害国と同じ機構に参加する国家は、武力攻撃が直接に自国に向けられたものでない場合、又は、自国の権利利益を直接に侵害するものでない場合にも、被害国に助力して防衛行動をとることが許容され得ることになるが、他方、集団的自衛権の行使容認の範囲が無制限に拡大する虞もある。

④ **国際判例** こうした国際法学上の議論に対し、国際司法裁判所は、1986年のニカラグア事件において、集団的自衛権を含む自衛権につき、憲章51条の自衛権の他、慣習国際法上の自衛権の存在も認めた上で、憲章51条と慣習国際法上の自衛権は、安保理への報告義務の有無の他は、ほぼ一致する概念であり、報告義務は慣習国際法上の自衛権行使の要件ではないが、報告の有無は当事国が対抗措置を自衛権として執ったか否かをはかる一つの根拠を成すとした。また、同判決は、集団的自衛権の法的性質について「自国の安全に対する脅威がなくてもこれを援用することができる」として「他国防衛権説」を採用し、その行使に際しては、濫用防止のため「必要性」と「均衡性」の他、加重要件として、被害国による「武力攻撃を受けた旨の宣言」及び「他国への援助の要請」を要するとしている。更に、自衛権の行使対象を「武力攻撃」に局限して「武力攻撃に至らない武力行使」に対する自衛権行使を否定しており⁹、憲章第51条以上に実力行使の可能的範囲を狭めている。現在、このニカラグア事件 I C J 判決が、国際平面における集団的自衛権の法的性質及び行使要件の標準を成している。

⁹ I C J は武力攻撃に至らない武力行使については被害国による『均衡性ある対抗措置』が認められるとする。

第二章 憲法学における第九条の解釈論並びに自衛権に係る学説、最高裁及び政府の見解

それでは、国際協調主義を前提に徹底した平和主義を掲げるわが日本国憲法第九条の下で、個別的又は集団的自衛権はどのように解釈されるのか。

1 日本国憲法第九条第一項の解釈

まず、第一項の戦争の放棄について、「国際紛争を解決する手段としては」という留保が付されている点が注目される。国際法上の用語法に従えば、「国際紛争を解決する手段」とは通常「侵略戦争」を意味するが、その場合、第九条第一項が放棄するのは「侵略戦争」であり、「自衛戦争」及び集団安全保障体制に基づく「制裁戦争」は放棄されないという理解が成り立つ。これを甲説とする。他方、あらゆる武力は、結局国際紛争解決の手段として行使されるのだから、憲法前文の格調高い平和主義との整合性を考慮すれば、侵略・自衛・制裁の如何を問わず、すべての戦争が第一項により一般に禁止されているとの理解も可能である。これを乙説とする。

2 日本国憲法第九条第二項の解釈

次に問題となるのが、第二項冒頭の「前項の目的」が指す内容である。これについては、まず、第一項について甲説を採った上で「前項の目的」を「侵略戦争を放棄するために」と解し、第二項では「侵略戦争のための戦力保持と交戦」が否認されるとする「限定放棄説」と呼ばれる見解がある。本説は保持可能な戦力につき、甲説の帰結として、自衛戦争と制裁戦争のための戦力の保持は許容されると解釈する。また、限定放棄説と同様、第一項について甲説を採りつつ、第二項の「前項の目的」は「正義と秩序を基調とする国際平和を希求」することを指すと読む見解がある。この場合、第二項冒頭の「前項の目的を達するため」という文言は、戦力不保持の動機を示すのみで、「…戦力は、これを保持しない」の部分に、文意上何らの制約を加えるものではなくなることから、第一項で侵略戦争を除く自衛戦争と制裁戦争の余地が残るものの、第二項によって、結局すべての戦争が禁止されるとする解釈であり、これを「2項全面放棄説」という。本説の戦力保持に係る見解は主として二つあり、「憲法は、無防備、無抵抗を定めたものではなく、国家固有の自然的権利である自衛権は否定されないので、自衛のために必要な『戦力』には至らない程度の最小限度の実力を保持することまで第二項は禁じていない¹⁰⁾とする説と、第二項が禁ずる「戦力」は「警察力を超える実力」の意であると解し、自衛権の行使は「外交努力、警察力による妨害排除、群民蜂起等の武力に及ばない程度の方法によりなされるべきである」とする説がある。政府は、「独立国家に固有の自衛権に基づき、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは認められる¹¹⁾」としていることから、後者の立場に立っているとみることができよう。なお、第九条は一項・二項のいずれにおいても、一切の戦争、武力行使、武力による威嚇を放棄しているとする乙説は「1項全面放棄説」と呼ばれるものである。

3 憲法第九条の下における安全保障体制に係る議論並びに法整備及び政府解釈の変遷

以上のように、原則として一切の戦力の保持を禁止して国の交戦権を否認するという徹底した平和主義を掲げる憲法第九条の下、敗戦後のわが国はほぼ完全な武装解除から新生

¹⁰⁾ 浦田一郎『政府の憲法九条解釈—内閣法制局資料と解説』15—18頁（信山社、初版、2013）要約

¹¹⁾ 晶 前掲註(5)2006 73頁

の歩みを始めた。しかし、国連を中心とする集団安全保障体制の実効性が担保されるまでの間は、単独で自国を防衛する有効な手段を欠く日本を防衛する必要があるとして、米国との間に安全保障条約（以下、「日米安保条約」が締結されることになる。そして、安全保障体制を巡り国論を二分して繰り広げられた議論が、自衛権の存否、及び、日米安保条約に基づいてわが国に米軍を駐留させることの合憲性の問題であった。

（１）憲法学説 憲法学説では、特に後者について、合憲説として外国軍非戦力説¹²と暫定措置説¹³、及び準国連軍説¹⁴が、また、違憲説として清宮説¹⁵と清水説¹⁶が、他にも憲法欠陥説等¹⁷が展開され、そのうち外国軍非戦力説が多数説とされてきた。

（２）判例 一方、司法においては砂川事件の争点となり、最高裁判所¹⁸は、まず、憲法第九条が保持を禁ずる「戦力」の概念について、「同条項が保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり…外国の軍隊は、…わが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである」として、外国軍非戦力説を採用した。また、在日米軍の合憲性については、「われら日本国民は、…戦力は保持しないけれども、これによって生ずるわが国の防衛力の不足は、…平和を愛好する諸国民の公正と正義に信頼することによって補い、…それは、必ずしも…国際連合の機関の執る安全措置等に限定されたものではなく、…憲法九条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではない」とした上で、日米「安全保障条約は…わが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであって…一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のもの」であるとして、いわゆる統治行為論を打ち出し、憲法判断を回避した。なお、同判決は自衛隊の合憲性について直接言及していないが、「憲法九条…によりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない」としていることから、自衛隊の存在を許容する事実上の根拠を提供する機能を果たしたと言える。

（３）政府解釈 政府は、1952年（昭和27年）の吉田内閣の統一見解以降、外国軍非戦力説と同様の立場を一貫させつつ、砂川事件判決後はそれも援用して¹⁹、①自衛のための必要最小限度の実力の保持は許容されること、②国連中心の安全保障体制が整備されるまでの間、日米安保体制を日本防衛の死活的要素に位置付けること、並びに③自衛権の行使及

¹² 戦力とは「我が国が主体となって指揮権、管理権を行使し得る戦力を指すので、わが国に駐留する外国の戦力は、憲法第九条が保持を禁ずる戦力には当たらないとする説。

¹³ 憲法第九条は国連中心の集団安全保障体制を是認しているから、それが確立するまでの過渡的措置として外国との間の地域的安全保障取極は認められるとする説。

¹⁴ 駐留米軍は、憲法第九条が認める国際連合に拠る安全保障方式における国連軍に準ずる性格を持つために、第九条が保持を禁ずる戦力には当たらないとする説。

¹⁵ 条約により「日本国の意志に基づいて」駐留している外国戦力は憲法上の問題を生じ得るとする説。

¹⁶ 憲法第九条第二項は、主体の如何に関わらず、日本の領域におよそ戦力が存在することを禁止しているとする説。

¹⁷ 日本国憲法の制憲時において、講和条約発効後の事態は予測されなかったから、外国戦力の駐留は憲法の想定外の事項であり、憲法解釈の限界を超え、その判断は主権者たる国民に委ねるべきとする説。

¹⁸ 最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁（砂川事件判決）

¹⁹ 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』5頁（2014）

び日米安保条約に基づく共同対処行動²⁰の際は国連憲章を遵守し、国連加盟国の義務を果たして国際平和のために貢献すべきことをわが国の安全保障上の当為として一貫させてきた。具体的には、政府は、「国家に対する急迫不正の侵害があった場合に、その国家が実力をもってこれを防衛する権利」と自衛権を定義し、(イ) わが国に対する急迫不正の侵害のあること、(ロ) この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、(ハ) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきことをその行使要件とし、「三要件」と称してきた。

(4) 国際情勢の変化と論点の集約化 こうして、自衛隊の存在と日米安保体制は憲法解釈上受容され、その解釈に基づいて「有事法制」、「国際貢献法制」、「日米安保法制」の三系統からなる安全保障法制が、逐次整備されていった。しかし、冷戦の終結に端を発する国際社会の構造転換、とりわけ極東地域における北朝鮮の不穏と中国台頭等が契機となって、安全保障法制に関する議論の再喚起が促された。まず、日米安保法制の系統では 1978 年（昭和 53 年）に日米間で合意された日米防衛協力のための指針（旧ガイドライン）の再確認として、1997 年（平成 7 年）に新ガイドラインが両国間で合意された。その中心的内容は、安保条約 6 条の「極東」の範囲、すなわち周辺事態の際、日米安保条約の目的達成のために活動する米軍を自衛隊が後方支援し得る範囲について、「周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである²¹」とされた。また、その合意を受けて 1999 年（平成 11 年）には周辺事態安全確保法が制定され、後方地域の範囲は、「我が国周辺の公海及びその上空の範囲をいう²²」と定義され、わが国の施政下の領域に局限されないこととされていく。

更に、有事法制の分野では武力攻撃事態対処法が整備された。これは、自衛隊法の欠缺を補充するものとして 2003 年（平成 15 年）に制定されたもので、「対象とする事態の定義、事態への対処に関する基本理念、国全体としての対処の枠組み等の基本的事項を明らかにするとともに、国民の生命、身体及び財産を保護するための措置等の法制について整備を義務づけることを定めており、有事法制全体の中核となる法律と位置付けられるものと考えられる²³」とされるものである。更に、国際貢献法制の系統では、国連改革の一環として日本の安保理常任理事国入りも念頭にあったためか、憲法第九条の下で自衛隊が一層の国際貢献活動を実施できるよう、特に活発な議論がなされ、その成果は P K O 協力法や国際緊急援助隊法として、また、2001 年の 9・11 テロの後には、テロ対策特措法、イラク人道復興支援特別措置法制定として現れていった。

以上のように、わが国では、国際情勢の変化に適宜順応する形で安全保障法制が漸次的に整備されてきたが、その際展開された議論の論点は、憲法第九条の下で、自衛隊は具体的に如何なる内容の活動を行うことまで許容され得るかという「活動の内実」と、日本施政下を超える領域の奈辺まで活動範囲を拡大できるかという「地理的限界」について、「自衛の範囲」の限界線の画定に集約してきたと言える。このうち、地理的限界については、周辺事態法第三条第一項第三号に後方地域の定義規定が置かれたことで、「我が国領域並び

²⁰ 日米安保条約第 5 条に規定される。

²¹ 日米防衛協力のための指針（日米新ガイドライン、1997 年 9 月 23 日）V 前文

²² 周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態法）第 3 条第 1 項第 3 号。

²³ 武力攻撃事態対処法研究会『武力攻撃事態対処法の解説 Q & A』5 頁（ぎょうせい、初版、2003）

に現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲」を基準とすることが大凡確定した。また、活動の内実については、武器の使用概念を含めた武力行使の一体化論がその限界線を成してきたように見える。

(5) 武器の使用概念と武力行使との一体化論及び必要最小限度の範囲 「武器の使用」とは、武力の行使を禁止する憲法第九条と、実力の行使を伴う自衛隊活動との間の緊張関係の緩和を図る概念である。政府は、これについて「自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然的権利といふべきものであるから、そのための必要最小限の『武器の使用』は、憲法第九条第一項で禁止された『武力の行使』には当たらない²⁴⁾」とした上で、武器の使用の範囲を超え、武力行使と見做される行為、及び、他国の「武力行使と一体化する」と評価され得る行為は許されないとする見解を一貫させてきた。また、集団的自衛権については、政府は、日本国憲法の下で許される必要最小限度の自衛権の範囲には含まれないとの立場を採用し、これを一貫させてきた。

以上が、今次の解釈変更までの間に確立した、憲法第九条の下で許容される実力行使の限界範囲に係る内閣法制局筋の解釈（以下、「旧解釈」）である。大要すれば、わが国の平和と安全に密接な関連を有する限り地理的範囲は局限されず、主権国家に固有の自衛権の行使として必要最小限度の実力をもってわが国を防衛することは許容されるが、「他国の武力行使と一体化する行為」、及び「他国防衛を本質とする集団的自衛権」は許されないということである。具体的には、「公海における米艦の防護、米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃、国際的な平和活動における武器使用（いわゆる駆け付け警護）²⁵⁾」等が憲法上許容されない行為とされ、安全保障上「真摯に議論²⁶⁾」すべき検討課題として位置付けられた。

そして今、わが国を取り巻く安全保障環境が激化を一層加速する趨勢の中で、従来の基準に限界づけられる安全保障体制ではもはやその状況に対応し得ないとの認識に基づき、当該検討課題について2014年5月15日、安保法制懇は、あるべき憲法解釈を提言する報告書を安倍信三内閣に提出、自民党、公明党の連立与党はこの報告書を踏まえて協議を積み重ねた結果として、2014年7月1日、これまでに確定した憲法解釈を変更する閣議決定を行った。

第三章 安保法制懇報告書の提言及び第二次安倍内閣・閣議決定の摘要

1 安保法制懇報告書の提言

まず、安保法制懇報告書の提言内容を凝縮的に要約すれば、それは、芦田修正論を容れて限定放棄説を採り、自衛戦争と制裁戦争を正面から許容することで、武力行使との一体化論を排し、海外での武力行使と集団的自衛権の行使を容認すべきというものである。限定放棄説に立てば、海外での武力行使は制裁戦争の領野に、他国防衛を本質とする集団的

²⁴⁾ 畠 前掲註(5)2006 75頁

²⁵⁾ 安保法制懇 前掲 註(19)2014 1頁

²⁶⁾ 安保法制懇 前掲 註(19)2014 1頁

自衛権は自衛戦争の領野に各々包摂されるので、武力行使の一体化論に拠る制限は役目を終えるというその主張は、結論の是非は格別としても、平和主義を、迂遠的ではなく憲法第九条の解釈において正面から議論しようとしていた点で評価に値するといえよう。

2 第二次安倍内閣・閣議決定

この提言につき、安倍晋三首相は、「我々が自衛権を行使できるのは芦田修正によるという考え方…は政府としては採用しない²⁷⁾」と述べた上で、国連憲章を遵守しつつ平和国家の歩みを確固たるものとして国際法と法の支配を重視した紛争の平和的解決のためには、①日米同盟の抑止力向上によって武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止すること、②いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを確固として守り抜くこと、及び③国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下で国際社会の平和と安全に一層の貢献をすることが不可欠であり、そのための切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならないことを閣議決定²⁸⁾し、(1)有事法制、(2)国際貢献法制、(3)日米安保法制の各系統で新解釈(以下、「安倍解釈」)を示したのである。

(1) 有事法制 有事法制については、武力攻撃に至らない、いわゆるグレーゾーン事態への対応に重きを置き、「純然たる平時でも有事でもない事態」に対し、警察機関と自衛隊を含む関係機関がより緊密に協力するとともに、「日米安保条約の目的達成のための活動に現に従事する『米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合』においても自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、わが国の安全の確保にとって重要である²⁹⁾」とした。旧解釈と異なるのは、自衛隊法 95 条と同様の武器等防護の対象範囲を、わが国の武器・装備のみならず、米軍の武器・装備にまで拡大した点にある。

(2) 国際貢献法制 国際貢献法制については、「『武力行使との一体化論』それ自体は前提とした上で」、第一に、自衛隊の活動が許容される地理的限界³⁰⁾として「現に戦闘が行われている現場」及び「状況の変化により、現に戦闘を行っている現場」となる場合には、実施している支援活動を休止または中断する方針を示す。そして第二に、政府が新たに提唱する「積極的平和主義」は一層の国際貢献を要請するものであるとしつつ、PKO参加5原則の下で、「当該活動が行われる地域に属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされることに鑑みれば、当該地域に存する国家に準ずる組織が、日本が行う平和維持活動についての受入同意をしている以上、「国家に準ずる組織」と敵対する状況は想定し得ないとの見解を示した。そして、「国家に準ずる組織」に対する武器の使用は「武力行使と一体化」する行為に該当して許されないが、その事態を想定し得ない以上、平和維持活動において、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」を行うことは許容されるとしている。なお、この際の武

²⁷⁾ 2014年5月15日『首相記者会見』テレビ朝日の記者への回答。

²⁸⁾ 首相官邸『平成26年7月1日国家安全保障会議決定閣議決定』

²⁹⁾ 首相官邸 前掲註(28)2014 3頁

³⁰⁾ 安倍解釈の地理的限界は、「これまで立法上できないとされた行為の幾つかは、自衛隊の実経験及び国連の集団安保の実態等を勘案すれば、武力行使と一体化するものではないとの判断に至った」との観点から示されている(2014年10月8日参院予算委での社民党福島党首に対する江渡防衛大臣の答弁)要約。

器使用には、警察比例の原則³¹類似の厳格な比例原則に拠る内在的制約に服するとの留保が付されている。

(3) 日米安保法制 続いて、閣議決定で、「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」と表現される箇所である。ここでは、米国との相互防衛義務の強化を念頭に、昭和47年10月14日に参議院予算委員会に提出された政府資料「集団的自衛権と憲法の関係」に言及し、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」した場合の方針が述べられている。この箇所の勘所は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」事態の措置について、集団的自衛権の許否を正面から論じることを避け、「国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある」として、憲法解釈上、新三要件を充足する場合には、我が国と密接な関係にある被害国を防衛するための必要最小限度の武力の行使は、自衛の範疇の措置として、憲法第九条の下で許容されるとしている点にある。そして、当該「他国への武力攻撃発生を契機とする自衛の範疇の武力の行使（以下、「自国のためにする他国防衛）」の行使を憲法上許容する新三要件³²とは、①「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した際、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に」、②「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に」、③「必要最小限度の実力を行使すること」であるとする。即ち、必要最小限度の限界線について、旧解釈が一貫して採用してきた武力行使との一体化論による制限は、国際貢献法制の系統では依然堅持されるものの、有事法制と日米安保法制の系統では、安全保障環境の根本的変容への対応の必要性から、新三要件のもとで限定的にその限界を解除しても違憲とはならないというのが、安倍解釈の核心である。なお、ここに言う「自国のためにする他国防衛」と国際法上の集団的自衛権との異同については閣議決定全文に明確な記述はなく、「上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある」とするに留めている。

第四章 安倍解釈の妥当性に係る考察

ここまで、安全保障体制に関する国際社会の標準、憲法学説、内閣法制局筋の確定解釈及び安倍解釈について整理してきた。以上を踏まえ、今次の安倍解釈の妥当性を検討し、その上で、わが憲法により適切的な平和主義とは如何なるものであるべきかを考察するが、それに先立ち、まずは、検討・考察に際しての基本姿勢を明らかにしたい。

1 平和主義を理念的原理として論じることの是非

憲法学上の議論は法の議論であるから、そこに理念的感情を持ち込むべきではなく、客観的・論理的に考察すべきとの見解がある。即ち、砂川事件において、前文や第一三条から第九条を解釈する最高裁の姿勢は、第九条の冷静な文理解釈を妨げるものであり、平和主義という理念・原理の問題としてではなく、「『国家の安全保障体制』と表現すべき³³」

³¹ 選択可能な複数の手段が考えられるならば、相手方にとって「最も侵害的でない手段」「必要最小限度の手段」を選択しなければならないとする原則（法律学小辞典、有斐閣、第4版、271頁）

³² 首相官邸 前掲註(28) 7頁

³³ 横大道 前掲註(8) 46頁

問題として取り扱うべきであったとする主張である。確かに、平和主義を実現すべき理念的価値とみるならば、政府の言う積極的平和主義の下でその理念が実現されてもよいということになる。しかし、極めて素朴に言えば、積極的平和主義とは、実力に拠る平和の獲得であり、過程と手段の平和を顧慮していない点で、徹底した戦争否定の平和主義を掲げるわが憲法の姿勢とは合致しない。すなわち、いわば逆転の発想によって平和主義の当初の真意を換骨奪胎する概念であるが、それにも拘らずこのような主張を許すのは、憲法の議論に理念的感情を持ち込み、平和主義を価値化して「平和が実現すればよい」という結果優先の議論を展開したことの帰結であるという指摘は正鵠を射たものである。しかし、砂川事件最高裁判決以降確定した憲法第九条の下で許容される自衛権観念が、国際法上一般的なそれと完全に符合していないことが問題を難しくする。最高裁及び政府の確定解釈では、憲法第九条の下で許容される自衛権は、憲法自身も否定しない主権国家に固有の自衛権（以下、「固有の自衛権」）であり、その限界は第九条の外形的文言に拠って直接統御されるのではないという構成が採られていることから、第九条の解釈に集中しても「第九条第二項は戦力の保持を禁じているが、自衛隊は同項が禁ずる戦力には該当しない」という結論しか導出し得ないのである。故に、国家の安全保障上の問題として自衛隊の活動に憲法上の制約を及ぼすためには、第九条の他に依拠しなければならなくなるのである。もっとも、これは自衛隊の機能拡大を考える立場にとっても同様で、限定放棄説を採らない限り、第九条から正当化根拠を導出することは不可能である。そこで、安保法制懇及び安倍解釈は、前文の国際協調主義や国民主権原理等に言及し、国家と国民の存立と生存を確保する為には、一層強力な武力的担保に依拠して自ら平和を獲得する姿勢が求められるとして、「積極的平和主義」概念の正当化を試みているのである。

では、自衛隊の活動の限界根拠を第九条に求められないのであれば、それを奈辺に求めるのが至当であろうか。顧みるに、憲法前文は、先の大戦に繋がる歴史の痛切な反省から新生日本が志向すべき国家の当為とそれに向かう決意を、国際社会に宣誓する形で記されたものであった。ならば、憲法が要請するわが国の在るべき姿の原点は前文に存するはずであり、日本国憲法が歴史的意義を有していることに鑑みれば、わが国に在るべき平和主義の意味は、その原点に回帰して把握すべきであろうと考える。そして、前文を紐解けば、そこには、第一に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすること」、第二に「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を確認」して、「国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成する」ことが、新生日本の当為として描かれているのである。従って、この当為により善く応答する平和主義は如何なるものであるかという視座から検討・考察を試みたい。

2 第二次世界大戦後の国際平面の構造

その上で、まず新解釈の根拠を成している、わが国の安全保障環境の変容に関する政府の認識の是非を考える。政府は、「グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されている」との問題意識を提示するが、その認識には首肯すべき点が多い。米国の共同防衛云々は格別としても、テロとの対峙、中国の軍事的台頭という事柄は、いわゆる「テロリストたちと大量破壊兵器と無責任国家が結合する悪夢のシナリオ」を招来しかねない危うさを孕む。科学技術の進展で地球の時空が極

めて狭小となった結果、時と場所を選ばず行われ、かつ、全人類の共通善の実現を目指すでもないテロという対象が、国際社会全体の平和と安全の実現という領野に従前とは全く異質の困難を齎す存在であることは間違いない。また、安保理決議に基づく集団安全保障体制の意思決定過程に拒否権が存在することは、対中国の問題を致命的に難しくする。そして、中国の拒否権発動によって安保理が機能麻痺に陥れば、わが国は、独力での自衛か、日米安保体制に基づく防衛措置に期待するしかない事態に追い込まれるのであり、最悪、国民の生命と国家の存続が危殆に晒される虞が現実性を帯びるのである。政府がかかる危機感を説いて日米安保の強化を力説する背景には、国連中心の集団安全保障体制の制度的危うさに対する不信が在るのは間違いない。そもそも国連の存在は加盟国の同意に基づくものであり、国内社会における統一権力の如く一種絶対的な公権力を行使して国際社会全体を統治する世界政府の地位にあるものではなく、そのことが不信の淵源を成している。第二次大戦から今日に至るまで、わが国が行為主体として存する国際平面上には、二面的構造を有する安全保障の仕組が展開されてきた。表面では、国連中心に構成される集団安全保障体制への信任が宣誓される一方、裏面では、勢力均衡の概念に基づき、核抑止を究極的な抑止力とする旧態依然とした個別的安全保障に依拠する態勢が残存している。つまり、相互への宣誓と信任、疑心と不安が併存し、いわば理想と現実が表裏一体となって錯綜する様相を呈しているのである。特に冷戦期には、世界的規模の対戦抑止の点では、裏面の仕組の方が実効的であったが、しかし、それは地域紛争の形で代理戦争を惹起し、現在のテロリズムの淵源となる禍根を各地に残すなど、現在の国際平面に新たな脅威を齎す原因となるものでもあった。他方、冷戦終結後には、湾岸戦争以降の事態を契機として、表面の、国連安保理を中心とする集団安全保障機能について「長い休眠から目覚め活性化の兆しが見られる³⁴⁾」ようになってきた。わが国において、平和を目的とする国連の活動への一層の貢献の必要性が主張されるのも、そのことの証左の一つと見てよかろう。また、戦後のわが国の安全保障政策自体、同様の二面性を有している。即ち、表面には、第九条に象徴される徹底した非暴力平和主義があり、裏面には、日米同盟に拠って防衛力の不足を補充すべく日米安保体制が敷かれている。憲法前文は、わが国が国際協調主義の下に理想と目的を達成することを求めているが、国際平面をこのように見るとき、憲法が協調を要請する「国際」とは、その表裏のいずれであるかという問題が提起されよう。安倍解釈は何れに与すべきと説くのか、また、それは、憲法の要請を、新三要件を介して自衛隊の行動限界の基準に適切に転換し得るのか。政府が挙げた 15 事例³⁵⁾の中から、(1) 米艦防護、(2) 弾道ミサイル防衛、(3) 機雷掃海を挙げて検討する。

3 集団的自衛権に該当するとされる事例の検討

(1) 米艦防護 公海における米艦防護は、周辺有事の際に日本近郊の公海で攻撃を受けた米艦を自衛艦が防護する場合と、紛争地域から避難中の邦人を乗せた米輸送艦を防護する場合が提示されるが、いずれも、旧解釈では集団的自衛権に該当し、必要最小限度を超える行為であって憲法上許容されないとされてきた行為類型である。では、「集団的自衛権は必要最小限度を超える」というときの「必要最小限度」は何を意味するのか。旧解釈に

³⁴⁾ 藤田久一『国連法』329頁(初版、東京大学出版会、2000)

³⁵⁾ しんぶん赤旗 2014年5月28日

よれば、「必要最小限度」とは、自衛隊の、活動の内実や装備の質や量といった数量的概念ではなく、「誰に対する侵害を自衛権行使の契機とするか」という主体に関する概念であり、第九条の下で許容されるのが「日本固有の」自衛権に限られることの帰結として、自衛権発動の契機たる被侵害主体は「我が国」のみが該当し、日本を直接脅かすのでない他国に対する侵害行為については、旧三要件のうち「わが国に対する急迫不正の侵害のあること」を充足しないので自衛権は行使できないとされてきた。このような固有の自衛権概念に基づいて米艦の防護を可能にするには、他国である米国を自国の内に包摂する必要がある。そして安倍解釈がそのために用いたのが、「日米同盟は日本の安全保障にとって死活的」という論理である。これによって、米国の脅威は、日本の脅威と連結し、日米は分かち難い利害関係を共有する「密接な関係」にあるから、米国に対する脅威は日本に対する脅威と同視することができ、その限りで日本が米国の為に自衛権を行使するとしても、必要最小限度の枠内に収まるとして不都合ないとの解釈が成り立つことになるのである。

その是非はひとまず置くとして、新三要件の三番目の要件、即ち「必要最小限度にとどまるべきこと」の「必要最小限度」も、数量的概念ではないのであろうか。というのも、新第一要件により主体性要件としての必要最小限度が充足するのであれば、三番目の要件として、重ねて「必要最小限度」が課されていることの意味を考える必要があると思われるのである³⁶。仮に、主体性要件ではなく数量的概念であるとした場合、それは自衛隊の活動の内実に係る限界を設定する役割を担うことになるが、旧解釈の下では、武力行使との一体化論がその機能を果たしていた。しかし、新三要件が充足すれば武力行使との一体化論に拠る限界を越えられるというのが安倍解釈の結論である。すると、第三要件とその効果の間には、「武力行使と一体化しない行為である限り、武力行使と一体化する行為も限定的に容認される」という関係が成り立つが、これは明らかに矛盾である。従って、新第三要件の「必要最小限度」の意味は、主体性に関する加重要件と考えるべきであろう。即ち、新第一要件により他国を自国に包摂した場合、「自国と密接な関係」の捉え方如何によって集団的自衛の対象範囲が無制約に拡大する虞があるので、その抑制として、新第三要件が、憲法上許容される集団的自衛権の主体の範囲を、安全保障上「死活的」関係にある日米同盟に限界付けるとみるのである。しかし、これは、日本または日本と密接な関係がある米国の防衛の為であれば、武力行使との一体化論の制限は及ばず、武力の行使が無制約に許容されると言うに等しい。なぜなら、日米同盟の死活性は政府の前提であり、米国との共同防衛が専ら問題となるわが国では、実効的要件は二番目の「他に適当な手段がないこと」のみとなるが、その判断は、事前の国会承認を原則としつつも、時宜によっては事後承認でもよいとされているからである。つまり、事前承認を得る猶予がない程に切迫した高危険度の事態であるほど、重要な判断が、民主的統制を離れて政府に容易に集中するのであり、それは有事において政府を憲法規範から解放することに繋がるが、これは権力暴走抑止の観点から深刻な問題を提起すると言わなければならない。

ここから判るのは、安倍解釈が同盟関係を基軸とする安全保障を志向し、危機に対し、民主的統制ではなく強力な行政権の執行に拠る解決を目指しているということである。

³⁶ もっとも、新要件の三番目の「必要最小限度」を単純に「均衡性要件」とであると捉えることも可能だが、その場合「必要最小限度とは数量的概念ではない」としてきた旧解釈との整合性が失われる。

(2) 弾道ミサイル防衛 弾道ミサイル防衛については、「現在の技術では不可能であるから、将来可能になった場合を仮定して議論するのは適切でない³⁷⁾」とする見解もあるが、大量破壊兵器と結合する場合に、全地球規模で壊滅的な破壊を齎し得るという事柄の重大性に鑑みれば、事前にあらゆる可能性を考慮して対策を検討しておくことは有意義であると考えられる。

日本国憲法は、「自国のことのみ専念して他国を無視」するのでなく、全世界の国民が恐怖と欠乏から免かれるよう全力をあげることを求めているから、脅威を排除し得る機会と能力がある時にはそれをすべきと考えるのは不自然なことではない。弾道ミサイル防衛は、安倍解釈のいう積極的平和主義という概念が最も肯定的に当て嵌まる事柄である。目前の急迫不正の行為によって侵害されようとしている人々が、自国民でないという理由をもって傍観することは、わが憲法の要請するところではない。また、米艦防護の項で検討した通り、新三要件を是認すれば、自衛権の主体に米国を含めることは理論上可能である。

しかし、ミサイル発射国の当初の標的が米国であったとすれば、当該国にとって日本の迎撃は、直接関わりない第三国による武力攻撃を用いた不当な介入行為ということになる。独立対等な行為主体の並立関係を原則とする国際平面上では、一つの行為を自衛と見るか侵略と見るかは、各主体の主観に委ねられる相対的な問題である。つまり、迂闊な迎撃措置は、次の攻撃を日本に自ら呼び込む結果を招き、いわゆる、自衛の応酬に陥りかねないのであり、そこで大量破壊兵器が用いられれば、滅亡自招の愚を犯すことになる。従って、このような介入はすべきでない。

問題は、国際テロリスト等の非国家主体が、無差別攻撃を意図して発射する場合の対応である。これについては、「国家による意思表示を欠いて発射された弾道ミサイルを迎撃しても、迎撃側の違法性は阻却される」とする国際的合意を形成することが重要である。発射の際、発射国に正当性主張の意思表示を義務づければ、テロ行為か否かを識別する指標が与えられるし、併せて、迎撃可能であるのに故意にそれを懈怠した国家に責任を問う国家実行と法的確信を構築できれば、テロの凶行を看過することは、自国の不利益に直結することとなり、結果、国家のテロ支援の動機を削ぐことができると思われる。即ち、国際平面全体の利益と各国の利益を不可分に連結することで、弾道ミサイルを使えなくする合意の包囲網を全世界的に展開することをこそ急ぐべきである。

安倍解釈の問題は、国際テロやサイバーテロなど幅広い脅威を議論の射程に収めながら、検討の視野が日米同盟に狭隘化してしまっている点にある。自国陣営の利益に拘泥する限り、半面的と雖も表向きは力に拠らない平和を目指している国際社会において、真に有益かつ有意義な貢献など有り得ようはずがない。同様の指摘は、国際貢献法制にも当て嵌まるであろう。

また、この項に関する別の事柄として、敵基地攻撃の法理を検討する必要がある。それは「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他の手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である³⁸⁾」とするものである。旧解釈では、主体的要件としての「必要最小限度」の制約があったが、安倍解釈では主体

³⁷⁾ 松竹伸幸『集団的自衛権の焦点「限定容認」をめぐる 50 の論点』53 頁 (かもがわ出版、初版、2014)

³⁸⁾ 田村重信他『日本の防衛法制【第2版】』19 頁 (内外出版、第2版、2014)

の範囲は日米同盟にまで拡大される。ならば、日米同盟にとって自衛の口実が立つときには、被害に先立って他国領土を攻撃することが可能となるが、それが当該他国にとって侵略行為となることは明らかである。安倍解釈には基地攻撃の法理への言及はないが、従前の解釈との連続性が維持されるのであれば、日米同盟の利益と関連する限度において、地理的制限も、内実的制限も及ばない侵略類似の武力の行使が可能になる。同盟利益のために、被害に先立ち他国を攻撃する国家を平和主義国家と呼び得るのか否かについて、真摯な自省が求められると言ふべきである。

更に、現在の国際平面においては、生じた事態の国際平和に対する影響を性質付ける第一次的機関は国連安保理であり、その際、安保理は自己の存在と合法性の根拠である国連憲章の遵守を優先する。つまり国際社会における遵法とは、国連憲章を始めとする国際法の標準に適合することであり、独自の理論に基づく主張が日本の憲法学において矛盾がないとしても、そのことは直ちに国際法上の適法性を担保しないのである。従って、「許否要件は国際法に準じており、かつ平和国家として加重要件を課しているのだから、自衛権を行使しても国際法上一層の問題を惹起することはない」と言えるだけの法整備をすべきであり、迂遠的に憲法規範や国際法基準を潜脱する議論は国家の安全にとってむしろ有害である。

(3) 機雷掃海 機雷掃海については、旧解釈の下「我が国に対する武力攻撃の一環として敷設されている機雷であろうと認められる場合には、…公海においても…除去すべきもの³⁹⁾とされ、遺棄機雷等「武力攻撃の一環…でない機雷を除去することは、…武力行使に当たらず、…警察活動として行うことが可能である⁴⁰⁾とされてきた。即ち、旧解釈の時点で既に、自衛権の行使要件を充足すれば公海上でも武力行使に該当する機雷掃海ができる」と解釈されていたので、安倍解釈の主機能は、主体性の範囲を「我が国」のみならず「日米同盟」に拡大したことに尽きるであろう。「世界の主要な原油輸送路⁴¹⁾であるペルシャ湾の海上封鎖を念頭に置いた議論であるが、原油輸送路の確保が主たる関心事であるなら、自衛隊を海外に差し向ける場合が多いと思われることから、この項では自衛隊の海外活動につき検討する。旧解釈では、派遣と派兵の差異について、派兵を「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領空、領海に派遣することであると定義づけるとすれば、武力行使を目的とする自衛隊の海外活動は派兵に当たり、憲法上許容される必要最小限度を越える⁴²⁾との考え方が示されてきた。一方で、前述の通り自衛権の行使としての海外での武力行使に当たる機雷掃海が許容されているのである。しかし、「自衛権の行使であれば海外での武力行使は許容される」という事柄と「派兵に該当する海外での武力行使は許容されない」という事柄は両立し得ない。旧解釈において、武力行使との一体化論に依拠した「派兵」と「派遣」の区別が考慮されたのも、「派兵」される行為主体は、憲法第九条第二項が保持を禁ずる「戦力」に該当するという認識が政府の側に在ったからであり、その認識と機雷掃海を許容したいという政治的思惑が闘ぎ合っているのである。この問題は結局、わが国の平和と安全の為に、徹底した平和主義を堅持すべきであるのか、自衛力を拡

³⁹⁾ 田村他 前掲 註(38)179頁

⁴⁰⁾ 田村他 前掲 註(38)178頁

⁴¹⁾ 田村他 前掲 註(38)181頁

⁴²⁾ 田村他 前掲 註(38)32頁 要約

充すべきであるのかという価値判断の問題に帰着するが、国民と国家の存続という利益に関わる事柄である以上、その判断はまず主権者たる国民に委ねられるべきである。従って、「自衛権行使の要件を充足すれば、派兵も許される」という解釈については、それが民主的正統性を得るまでは、具体的法整備の段階に進むべきでない。

さて、これらの事例検討を経て見えてくることは、力の行使に依拠した安全保障を志向し、許容される力の拡張に腐心する安倍解釈の姿勢である。そこには確かに、恐怖と欠乏を抑止しようとする強い意思が感じられる。「積極的平和主義」はその意思の現れであり、片面的には憲法の要請に応えるものであると言えよう。政府のこの姿勢に対し、完全な武装解除から出発したわが国を、漸く国際社会において一人前の地位に復帰させたとする評価も或いはあり得よう。しかし、安倍解釈の視野は、今日の国際平面上の脅威と困難を極めて正しく把握しながらも、日米同盟間の利益という旧態の個別的安全保障の枠に囚われ、国際社会全体の平和の実現に真に向けられたものではないことを指摘せねばならない。即ち、日米同盟の利益が、あらゆる利益に対して前置されているのである。このまま安倍解釈に基づき、特定秘密の保護に関する法律等先行する立法と志向性を同じくする国家安全保障法制の整備が進めば、国益が全てに優先され、国政上最大限の尊重を要する個人の基本的人権の中核が、「国家の安全」という、権力にとって究極的な公共の福祉のために尽く制限され、かつ国民はそれを甘受するより他なくなる事態を齎しかねない。しかし、国家の存続の為に個人の幸福追求に犠牲を求めるのは倒錯である。近代自然法思想に基づく立憲的意味の憲法においては、国家は国民のために存するからである。

従って、一朝有事の際、対応の迅速・円滑であることを期待して、講ずべき措置の主要判断を内閣に委ねるのか、慎重・冷静を期待して国会の判断に委ねるのかは、当に安全保障上の国家の当為に係る問題であり、その決定は、解釈改憲によるのではなく、国の在り方を最終的に決める権威ないし力の存する、主権者たる国民に委ねるのが至当と考える。

第五章 日本に在るべき安全保障とは

その上で、最後に、日本に在るべき安全保障とは如何なるものか、即ち、わが憲法の要請に合致する平和主義とは如何なるものであるかを示したいと思う。

思えば、戦争の原因も、戦争に対する人類の願いも、それ自体は極めて素朴である。有限な資源の争奪がその原因であり、人は争いのない世界の実現を希求する。その願いを叶える方法はふたつ、争奪の相手が委縮し、又は不存在となるまで常に勝者であり続けるか、争奪を止めて資源の共有と適正配分を考えるかのいずれかである。前者が積極的平和主義であり、後者がわが憲法と国際社会の原点たる非暴力平和主義であろう。そして、先の二つの大戦を通じて、前者の方法が常に成功するのではないことを世界史的に経験した国際社会は、理念モデルとしてより確実と考えられる後者を選択し、当時のわが国もまた、その選択を信任して全世界の国民との共存の道を選択したのである。悔やむべきは、その選択に際し、前者の部分的な有用性を、新しい世界において完全に捨て切れなかったことである。しかし、前者と後者は決定的に異なる。前者を採る限り、譬え常勝であり続けたとしても、いつか自勢力を凌駕する争奪相手が現れるかもしれない脅威から逃れることができないが、後者は、人類の、平和の裡における持続的な共存の可能性を具えているのであ

る。また、全地球的破壊が物理的に可能である今、力に拠る平和は選択し得ないと考える方が善い。自衛である限り一定の内在的制約が働く等というのは楽観である。第二次大戦は米国にとって当に対日防衛戦争であったが、そこで用いられた力が二つの核兵器であったことを努々忘れてはならない。故に、人類共存の可能性を残す後者を選択するより他にないのである。

国際社会はいま、極めて遅々とした歩みではあっても、国連を中心に「人間の安全保障」という概念のもと、超国境的に人類の持続的共存を可能にする世界を実現すべく前進を始めている。従って、その歩みに協調して、力に怯えることのない国際秩序をより善く仕上げるべく貢献することが、長期に渡る安定的で持続的なわが国の安全保障を実現すると考える。脱戦後レジームとは、戦後体制の諦観でも、前時代への回帰でもなく、当初の理念モデルを実効的に完成することである。わが憲法の要請は、「政府の行為により再び戦争の惨禍がおこることのないやうにすること」と、「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏を免れる権利を実現するために国家の名誉をかけて全力をあげよ」ということであったが、これらを手段と目的の關係に解せば、わが憲法の要請は「力に拠らずして、世界人類の恐怖と欠乏からの解放を理想と目的にせよ」と読める。即ち、それこそが、わが国に在るべき平和主義である。

さりとて、二面性を未だ捨て切れない国際社会において、この目標に向かってわが国単独で過剰に先行することは自滅行為である。なぜなら、力に拠る現状変更を企てる者は今なお存在し、彼らにとって日本が格好の標的とされ得る虞があるからである。従って、まずは憲法の最終的な要請を再度確認し、その上での経過措置として、自国益確保の観点からではなく、憲法上最大限の尊重を要すべき個人の人権保障を、有事の際にも十全に確保し、侵害不可避の際にも、事後において必要かつ十分な正当な補償が確実になされるためにという観点から、安全保障法制を緻密かつ詳細に整備することこそ肝要である。法の空白・潜脱によって、平和憲法を空文化させてはならない。そのためにも、今次の安倍解釈は白紙撤回し、再度、憲法の真の要請に基づく安全保障の基本方針を国民的議論によって打ち立てるべきであると結論する。

おわりに

かつて、国力の構成要素の一部に貶められたわれ等国民は、かの惨劇を嘗め尽くすまで、誰の目にも敗北が明らかな戦争に異を唱えることができなかつた。当時のわれ等は、正に物言えぬ愚者であった。しかし今、われ等は自由意思を取り戻し、惨劇の辛酸に痺れたその舌は漸く言葉を取り戻した。そして、自らの意思でこの憲法を確定し、われ等の生命の存立を、平和を尊び希求する諸国民の公正と正義に委ねる覚悟をしたのである。それは、平和という価値が、抵抗と加圧、武力の応酬によっては決して得られないものだということを、世界に先駆けて見出したわれ等の叡智である。もし仮に、われ等に、国際における名誉ある地位が存するのだとすれば、それは、力に拠らない国際平和の実現こそが人類の持続的共存のための一縷の、しかし確かな望みであることを、自己の存在をもって世界に教示していく意思と姿勢に対してこそ与えられるものだと思う。われ等は、その叡智を永劫選択する者であると信じたい。以上。

参考文献

書籍（筆頭著者五十音順）

- ・ 芦田 均『制定の立場で省みる日本国憲法入門 第一集』（書肆心水、2013）
- ・ 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法 第五版』（岩波書店、2014）
- ・ 浦田一郎編『政府の憲法九条解釈—内閣法制局資料と解説』（信山社、2013）
- ・ 浦部法穂『憲法学教室（全訂第2版）』（日本評論社、2013）
- ・ 工藤達郎・畑尻剛・橋本基弘編著『憲法〔第五版〕』（不磨書房、2014）
- ・ 倉山 満『「軍国主義」が日本を救う』（徳間書店、2014）
- ・ 阪田雅裕『政府の憲法解釈』（有斐閣、2013）
- ・ 高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2007）
- ・ 田村重信・高橋憲一・島田和久編著『日本の防衛法制 第2版』（内外出版、2014）
- ・ 畠 基晃『憲法9条 研究と議論の最前線』（青林書院、2006）
- ・ 半田 滋『Q&Aまるわかり集団的自衛権』（旬報社、2014）
- ・ 藤田久一『国連法』（東京大学出版会、2000）
- ・ 武力攻撃事態対処法研究会『武力攻撃事態対処法の解説Q&A』（ぎょうせい、2003）
- ・ 松竹伸幸『集団的自衛権の焦点「限定容認」をめぐる50の論点』（かもがわ出版、2014）
- ・ 柳原正治・森川幸一・兼原敦子『プラクティス国際法講義〔第2版〕』（信山社、2013）
- ・ 山内敏弘『日米新ガイドラインと周辺事態法 いま「平和」の構築への選択を問い直す』（法律文化社、2000）

論文（著者五十音順）

- ・ 愛敬浩二「日米安保・憲法「改正」・沖縄」『法律時報増刊「憲法改正論」を論ずる』（日本評論社、2013）
- ・ 青井未帆「憲法9条論・緊急事態条項論」『法律時報増刊「憲法改正論」を論ずる』（日本評論社、2013）
- ・ 鈴木尊紘「憲法第9条と集団的自衛権—国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見る—」
『レファレンス No.730（2011年11月）』（国立国会図書館、2011）
<http://ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/pdf/073002.pdf>（2014年11月8日に確認）
- ・ 松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達—国際法上の議論—」
『レファレンス No.696（2009年1月）』（国立国会図書館）
http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200901_696/069604.pdf（2014年11月8日に確認）
- ・ 横大道聡「平和主義・国際貢献・集団的自衛権」『法律時報』第86巻第5号（日本評論社、2014）

新聞・資料等（作成者・公表機関等の名称五十音順）

- ・ Bertrand Arthur William Russell and Albert Einstein『ラッセル・アインシュタイン宣言』（日本パグウォッシュ会議、1955）*日本パグウォッシュ会議は1957年に発足。
http://www.pugwashjapan.jp/r_e.html（2014年11月8日に確認）

- 安倍晋三内閣総理大臣『安倍内閣総理大臣記者会見』（2014年5月15日）
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0515kaiken.html（2014年11月8日に確認）
- 安倍晋三内閣総理大臣『安倍内閣総理大臣記者会見』（2014年7月1日）
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0701kaiken.html（2014年11月8日に確認）
- 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai7/houkoku.pdf>（2014年11月8日に確認）
- 首相官邸『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』（閣議決定）<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>（2014年11月8日に確認）
- 内閣官房『「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答』
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html#shinsanyouken>（2014年11月8日に確認）
- 日本共産党『しんぶん赤旗』（2014年5月28日）
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik14/2014-05-28/2014052801_01_1.html（2014年11月8日に確認）

添付資料 目次

I 憲法・憲章・法令等

- 1 日本国憲法（抄）
- 2 国際連合憲章（抄）
- 3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和 60 年改正・抄）
- 4 自衛隊法（抄）
- 5 日米防衛のための指針（日米新ガイドライン・抄）
- 6 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態法・抄）

II 資料等

- 1 集団安全保障と集団的自衛権
 - (1) 定義
 - (2) 概念図
- 2 国際法上の自衛権の行使要件
- 3 日本の自衛権の行使要件（安倍内閣閣議決定以前の確定解釈における要件）
 - (1) 旧三要件
 - (2) 日本国憲法の下で許容される自衛権の限界と「必要最小限度」の意味
 - (3) 旧解釈時点で許容されないとされてきた行為類型の例示と整理
 - (4) 戦後から 2014 年 7 月 1 日閣議決定までの間の自衛隊活動の許容範囲の変遷
 - (5) わが国の安全保障制度に関する判例・裁判例の整理
- 4 国際平面と日本の安全保障の二面性
 - (1) 国際平面における安全保障の二面性
 - (2) 日本の安全保障の二面性
 - (3) 日米安保体制の二面性
- 5 新三要件と「明白な危険」判断の 5 基準
 - (1) 必要最小限度の実力行使の新三要件（いわゆる集団的自衛権限定容認の新三要件）
 - (2) 「明白な危険」判断の 5 基準
- 6 政府が与党に示した 15 事例

III 補論 機雷掃海について

I 憲法・憲章・その他法令等

1 日本国憲法（抄）

前文

- ① 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣誓し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。
- ② 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- ③ われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。
- ④ 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第九条 [戦争の放棄、戦力と交戦権の否認]

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第一三条 [個人の尊重、生命・自由・幸福追求権と公共の福祉]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第七三条 [内閣の職権]（抄）

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 二 外交関係を処理すること。

2 国際連合憲章（抄）

前文

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

第1章 目的及び原則

第1条〔国連の目的〕

国際連合の目的は、次のとおりである。

- 1 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。
- 2 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。
- 3 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。
- 4 これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。

第2条〔行動の原則〕（抄）

- 4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。
- 6 この機構は、国際連合加盟国でない国が、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、これらの原則に従って行動することを確保しなければならない。
- 7 この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基づく解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基づく強制措置の適用を妨げるものではない。

第2章 加盟国の地位

第4条〔加入の要件と手続〕（抄）

- 1 国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によってこの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国に開放されている。

第6章 紛争の平和的解決

第33条〔平和的解決追及の義務〕

- 1 いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。
- 2 安全保障理事会は、必要と認めるときは、当事者に対して、その紛争を前記の手段によって解決するように要請する。

第7章〔平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動〕

第39条〔安全保障理事会の任務〕

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第40条〔暫定措置〕

事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第43条〔兵力使用に関する特別協定〕

- 1 国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基づき且つ1又は2以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。
- 2 前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び一般的配置並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定する。
- 3 前記の協定は、安全保障理事会の発議によって、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によって各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。

第47条〔軍事参謀委員会〕（抄）

- 1 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の軍事的要求、理事会の自由に任された兵力の使用及び指揮、軍備規制並びに可能な軍備縮小に関するすべての問題について理事会に助言及び援助を与えるために、軍事参謀委員会を設ける。

第51条〔自衛権〕

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

(1960年1月19日署名、1960年6月23日発効)

第五条〔共同防衛〕

各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条〔基地の許与〕(いわゆる極東条項)

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(改正を含む。)に代わる個別の協定及び合意される他の取極により規律される。

4 自衛隊法(抄)

(1954年6月9日 法律第一六五号)

第九五条〔武器等の防護のための武器の使用〕

自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警備するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を加えてはならない。

5 日米防衛協力のための指針（日米新ガイドライン・抄）

（1997年9月23日）

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

6 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態法・抄）

（1999年5月28日 法律第六〇号）

第三条〔定義等〕（抄）

1 この法律において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 後方地域支援 周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域においてわが国が実施するものをいう。
- 三 後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいう。

II 資料等

1 集団安全保障と集団的自衛権

（1）定義

一 集団安全保障：collective security

地域あるいは地球規模の多国間安全保障の取り決めであり、ある国家が侵略を行った場合、すべての国家が侵略国に集団で制裁を発動する等の対応をとる仕組みのこと¹。

二 集団的自衛権：right of self-defense (collective)

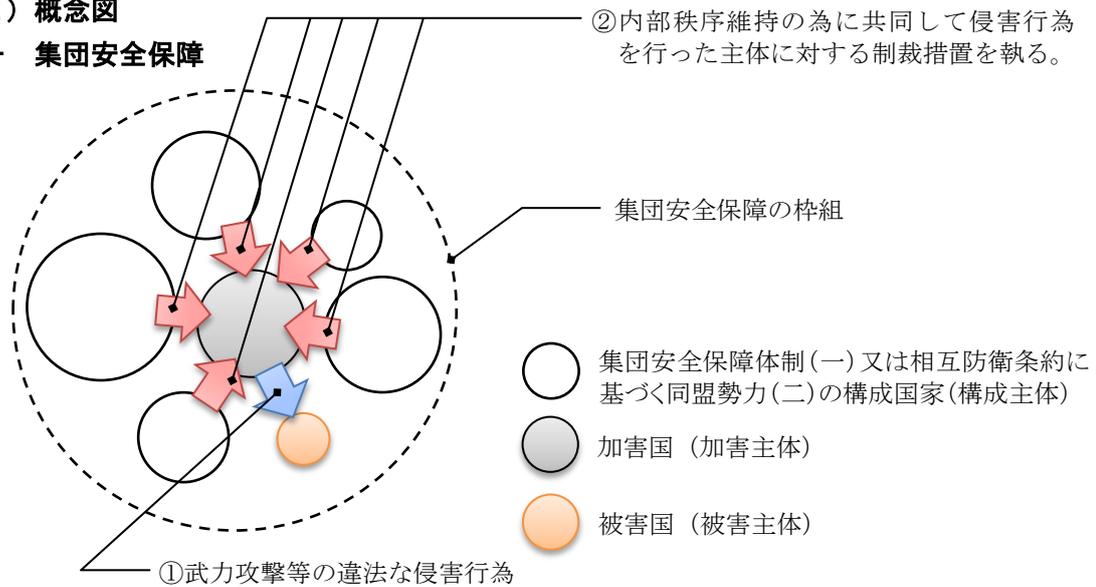
国連憲章 51 条で認められている、「武力攻撃」の直接の被害国ではない第三国が武力で反撃する権利。国連憲章が地域的機関の強制行動には安全保障理事会の事前の許可を必要としたため、安保理が拒否権で機能しない場合を危惧した米州諸国により、サンフランシスコ会議で導入された²。

¹ 小笠原高雪・栗栖薫子・広瀬佳一・宮坂直史・森川幸一編集委員『国際関係・安全保障用語辞典』140頁（初版第2刷、2013）

² 前掲 註(1)2013 141頁

(2) 概念図

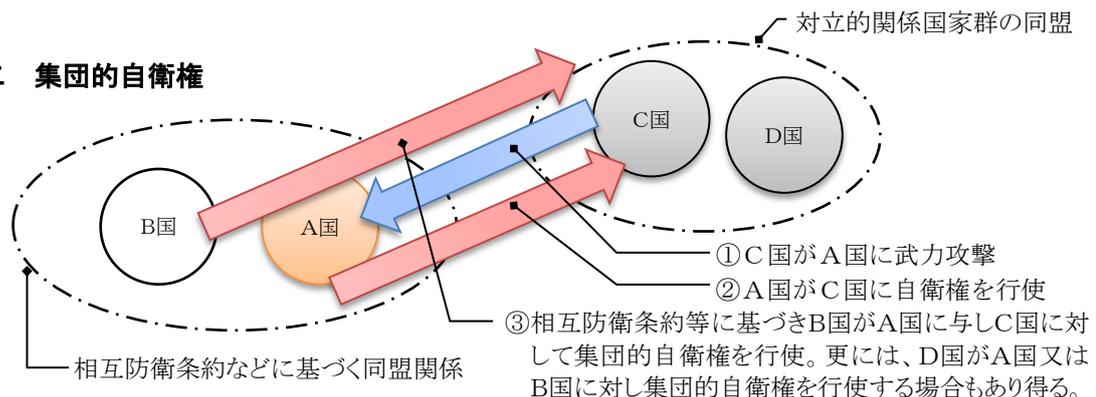
一 集団安全保障



集団安全保障の枠組は、当該枠組の内部秩序の維持に向けられた体制であり、内部秩序の侵害主体に対して、その他の全加盟国（構成主体）が共同して当該侵害主体に対抗することが約束されている。そのため、侵害主体と対抗主体との力の差において、対抗主体が常に圧倒的優位である状況を確認することが可能となり、それによって抑止力が適切に機能すると共に、侵害行為が現実となった場合にも、単独での防衛力が欠如する被害主体を実効的に救済することを可能にする理念モデルである。

この仕組みにより、理論的には、第二次大戦の戦勝国から成る常任理事国（P5）を中心とする国連安保理に軍事力を含めた適切な力が提供され、かつ、それらが国連憲章その他の国際法の下で適切に運用される限り、自国防衛力が必ずしも十分でない中小国は、他国の武力に怯えることなく、また自国防衛力の強化に腐心して軍拡競争に陥ることなく、平和と安全を確保することが理論的には可能となる。

二 集団的自衛権



同盟の枠内における内部秩序の維持ではなく、同盟勢力内の主体が相互に共働して、共通の敵対対象に対して集団的に自衛権を行使する仕組み。集団的に力が行使される点では集団安全保障と共通するが、集団安全保障が機構内の内部秩序の維持を目的とするのに対し、集団的自衛権は自国の与する枠組の外の敵に対抗することを目的としている点で両者は全く別異の概念である。対立関係にある同盟勢力間の勢力が均衡している場合、ある程度の抑止力を発揮するが、均衡を失うと世界規模の戦争を惹起する虞がある。

2 国際法上の自衛権の行使要件

国際法上の自衛権は、国際連合憲章（以下、「国連憲章」）第 51 条の自衛権（個別的及び集団的）と慣習国際法上の自衛権（個別的及び集団的）に分類できる。以下、それぞれの要件について整理する。

国連憲章 第 51 条の 自衛権	個別的	①武力攻撃が発生した場合〔行使要件〕 ②安保理が…必要な措置をとるまでの間〔時間的要件〕 ③安保理への報告義務
	集団的	同上
国際慣習法 の上自衛権 Ⅱ 慣習的権利	個別的	①防衛行動以外の手段では危害を回避することができない〔必要性の要件〕 ②加えられた侵害が急迫不正である〔違法性の要件〕 ③自衛措置の内容・程度は加えられた侵害と均衡しなければならない〔均衡性の要件〕 ④自衛権の行使対象を「武力攻撃」に局限すること（ICJ 判決*による加重要件）
	集団的	①必要性の要件 ②均衡性の要件 ③被害国による「武力攻撃を受けた旨の宣言」及び「他国への援助の要請」（ICJ 判決*による加重要件） ④自衛権の行使対象を「武力攻撃」に局限すること（ICJ*判決による加重要件）

*ICJ(1986)13 ニカラグア事件判決 ICJ によれば「慣習的権利の内容の範囲は、51 条の自衛権にほぼ完全に対応する³⁾とされている。

3 日本の自衛権の行使要件（安倍内閣閣議決定以前の確定解釈における要件）

日本が自衛権の行使の際に使用する実力組織は自衛隊であるが、日本国憲法（以下、「憲法」）の下でのその存在は、憲法自身も否定しない主家国家に固有の自衛権概念（最大判昭和 34 年 12 月 16 日、刑集 13 卷 13 号 3225 頁、砂川事件）を法的根拠としており、国際法（国連憲章第 51 条及び国際慣習法）の根拠と完全には符合していない。

（1）旧三要件

国際法上と 完全に同水 準の自衛権	個別的	二項全面放棄説を採る場合、日本国憲法第九条第二項の帰結として行使できない。限定放棄説を採るならば、国際法上適法である限りにおいて行使が許容される可能性が生じる。
	集団的	同上
主権国家固有の自衛権 Ⅱ 必要最小限 の自衛措置	個別的	(イ)わが国に対する急迫不正の侵害があること〔違法性の要件〕 (ロ)この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと〔必要性の要件〕
	集団的	(ハ)必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと〔均衡性の要件〕 必要最小限度の範囲に含まれないため行使できない。

³⁾ 藤田久一『国連法』283 頁（初版第 2 刷、東京大学出版会、2000）

(2) 日本国憲法の下で許容される自衛権の限界と「必要最小限度」の意味

旧三要件にいわゆる「必要最小限度」は「均衡性の要件」と言われるが⁴、国際法上の「均衡性の要件」が、相手方の攻撃の程度とそれに対して執られる自衛措置の程度の数量的または質的な均衡を要請する概念であるのに対し、日本における「必要最小限度」という言葉は、必ずしも「数量的均衡（ないし質的均衡）」を意味しているわけではないと言われている。

そのことの一つの証左として、2004年（平成16年）1月26日に行われた政府答弁で、必要最小限度とは「誰が侵害を被った際に行使され得るものであるか」という主体的要素なのであって、数量的概念ではないことが明確に否定されたこと⁵が挙げられよう。即ち、政府の答弁では、「必要最小限度」とは自衛権行使の許否に関する主体性要件なのであって、「自衛権の行使として、何を、どこまでできるか」という、許容され得る自衛権の内容の実質に係る限界については、武力行使との一体化論に依拠して議論がされてきたと言える。そして、主体か内実のいずれかに抵触する行為は許容されないとされてきた。なお、集団的自衛権については、主体性要件としての「必要最小限度」を越えるというのが従前の確定した政府見解であった。ただし、「必要最小限度」の語が常に「主体性の限界」を意味するわけではないようである⁶。

日本の自衛措置の限界

- 主体性に係る限界＝自衛権を行使する為には、「我が国に対する武力攻撃の発生」がなければならない。
- 政府はこの意味で「必要最小限度」の語を用いると答弁している。
- 内実に係る限界＝外国の武力行使と一体化する真のある行為は許されない（武力行使と一体化する真がない、又は武力行使の水準に及ばない自己保存のための武器の使用は供される）〔武力行使との一体化論〕。

(3) 旧解釈時点で憲法上許容されないとされてきた行為類型の例

番号	行為	不許根拠	
		主体性限界	武力行使一体化
1	戦闘地域での多国籍軍への後方支援		✓
2	国連PKO要員らへの駆け付け警護		✓
3	国連PKO任務を遂行するための武器使用		✓
4	領域国の同意に基づく邦人救出		✓
5	攻撃発進準備中の航空機への給油		✓
6	戦闘地域に入る武器・弾薬・他国兵員の輸送		✓
7	邦人を乗せた米輸送艦の防護	✓	

⁴ 嶋 基晃『憲法9条 研究と議論の最前線』73頁（青林書房、2006）

⁵ 田村重信・高橋憲一・島田和久編著 23頁『日本の防衛法制』（内外出版、2014）

⁶ 田村他 前掲註(5)2014 23、62頁（2007年5月14日衆議院テロ特別委員会倍内閣総理大臣答弁の箇所）

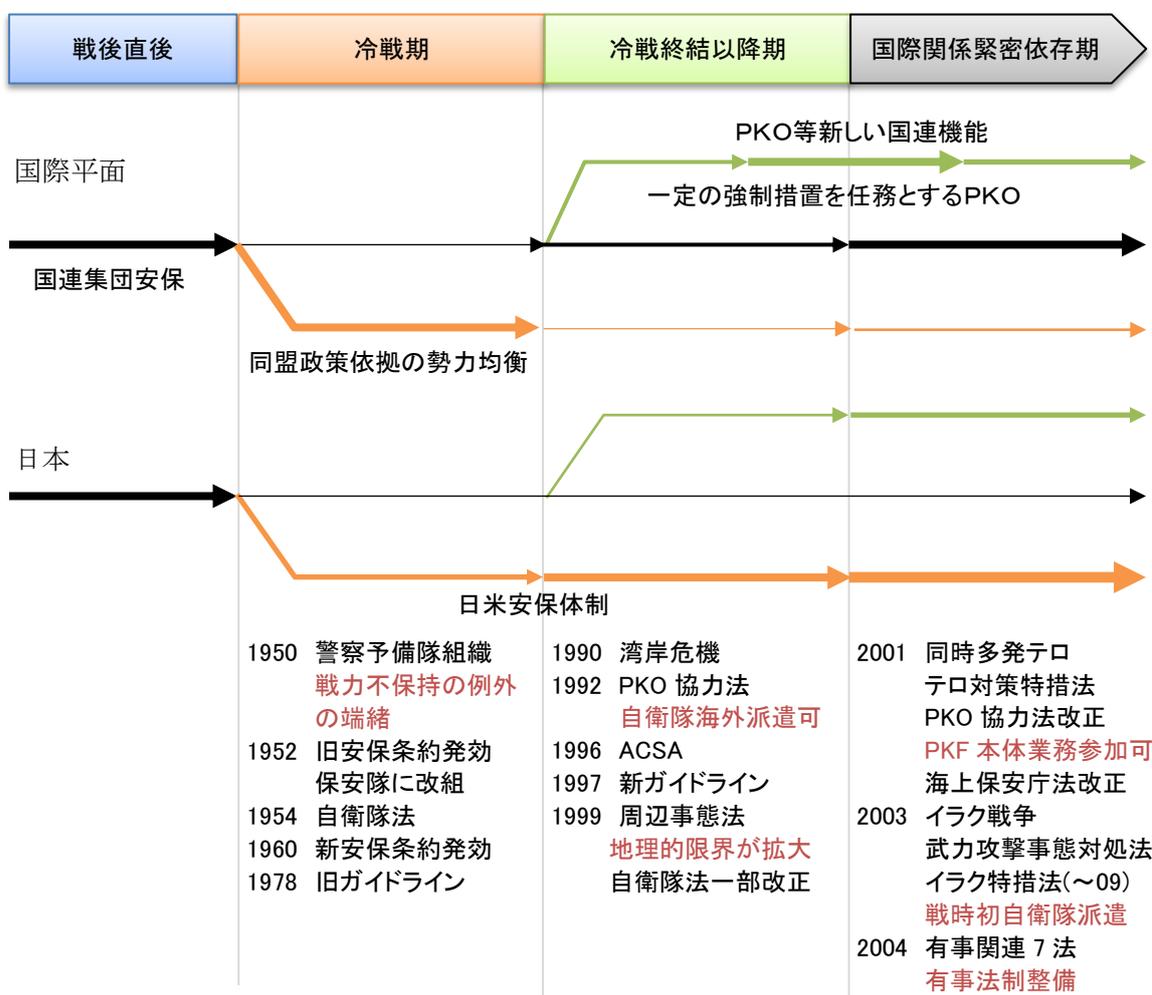
8	周辺有事で武力攻撃を受けている米艦の防護	✓	
9	米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの撃墜	✓	
10	周辺有事での弾道ミサイル発射警戒中の米艦防護	✓	
11	米国本土が核兵器等弾道ミサイル攻撃を受けた際、日本近海で作戦を行う米艦の防護	✓	

*しんぶん赤旗 2014年5月28日

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik14/2014-05-28/2014052801_01_1.html の記述をもとに作成。

(4) 戦後から2014年7月1日閣議決定までの間の自衛隊活動の許容範囲の変遷

戦後から今次の閣議決定までを、戦後直後、冷戦期、冷戦終結以降期（1990年代）、国際関係緊密依存期（2000年以降）に分類して、世界の安全保障の趨勢と、日本における自衛隊の活動の許容範囲の変遷の図式化を試みると以下のようになると思われる。



※ 矢印の色は、国際の平和と安全の為に依拠すべき選択枝の種類（国連集団安保、国同盟政策依拠の勢力均衡、PKO等新しい国連機能）を表し、矢印の太さは該当期間において各選択枝の役割の大きさ又は期待の大きさを示す（浦部法穂『憲法学教室（全訂第2版）』日本評論社、2013、424-445頁の記述を基に図表化した）。

(5) わが国の安全保障制度に関する判例・裁判例の整理⁷

一 警察予備隊違憲訴訟

【請求概要】警察予備隊に係る一切の行為の（違憲）無効確認

【争点】憲法 81 条の解釈

【判旨摘要】最高裁判決（最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁）

憲法 81 条の違憲審査制は附随的違憲審査であって、抽象的違憲審査ではないとし、警察予備隊の違憲性については判断せず、訴えを不適法却下した。

二 砂川事件

【争点】駐留米軍の違憲性

【判旨摘要】地裁判決（東京地判昭和 34 年 3 月 30 日判例時報 180 号 2 頁）

指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法第 9 条第 2 項前段が保持を禁ずる戦力に当たり、その存在は許されない。

【判旨摘要】最高裁判決（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 3225 頁）

統治行為論により、一見明白に違憲無効の場合を除き、高度の政治性を有する国家の行為は裁判所の司法審査の範囲外にあるとして 1 審判決破棄、原審差戻し。また、9 条が保持を禁ずる戦力とは日本自身の戦力であって、わが国に駐留する外国の軍隊は該当しないとされた（外国軍非戦力説と同旨）。

三 板付基地訴訟

【請求概要】福岡の板付基地をめぐる土地明渡請求

【争点】駐留米軍の違憲性

【判旨摘要】地裁判決（福岡地判昭和 31 年 2 月 13 日下民集 7 卷 2 号 324 頁）

契約の無効、期限切れ等を理由として原告の請求を認容。憲法判断を回避。

【判旨摘要】高裁判決（福岡高判昭和 35 年 3 月 5 日下民集 11 卷 3 号 474 頁）

原告の明渡請求は権利濫用であるとして 1 審破棄、請求棄却。

【判旨摘要】最高裁判決（最判昭和 40 年 3 月 9 日民集 19 卷 2 号 233 頁）

安保条約 3 条に基づく条約上の提供義務の履行は国の義務であり、関係土地所有者らも、直接間接、この義務履行に協力すべき立場にあるとして上告棄却。

四 代理署名事件

【請求概要】旧地方自治法 151 条の 2 の規定に基づく職務執行命令に従え

【判旨摘要】高裁支部判決

（福岡高裁那覇支判平成 8 年 3 月 25 日判例時報 1563 号 26 頁）

原告の請求認容。代理署名を命じる。

【判旨摘要】最高裁判決（最大判平成 8 年 8 月 28 日民集 50 卷 7 号 1952 頁）

安保条約 6 条、日米地位協定 2 条に基づくわが国の国家としての義務の履行に

⁷ 浦部法穂『憲法学教室（全訂第 2 判）』（日本評論社、2013）446－459 頁の記述に基づき整理した。

も支障を生ずることが明らかであり、著しく公益が害されるとして高裁判決を支持。上告棄却。

五 恵庭事件

【争点】自衛隊（自衛隊法 121 条）の違憲性

【判旨摘要】地裁判決（札幌地判昭和 42 年 3 月 29 日下刑集 9 卷 3 号 359 頁）

刑罰法規は厳格に解釈されるべきところ、自衛隊法 121 条にいう「その他の防衛の用に供する物」は、同条の定める例示物件と同列に評価し得る程度の密接かつ高度の類似性の認められる物件を指称するが、本件被告人が器物損壊した電話線はその他の防衛の用に供する物には該当せず、同法の構成要件に該当しないとして無罪判決。憲法判断は回避。

六 長沼ナイキ基地訴訟

【請求概要】保安林指定解除処分を取消しを求める行政訴訟

【争点】自衛隊の違憲性

【判旨摘要】地裁判決（札幌地判昭和 48 年 9 月 7 日判例時報 712 号 24 頁）

平和的生存権を是認。自衛隊は明らかに軍隊であり、憲法第 9 条第 2 項により保持が禁じられる戦力に該当するとして違憲判断。

【判旨摘要】高裁判決（札幌高判昭和 51 年 8 月 5 日行集 27 卷 8 号 1175 頁）

統治行為として、自衛隊は「一見極めて明白に侵略的なもの」とは認められないので、司法審査の対象とはならないとし、訴えの利益を欠くことを理由に却下判決。憲法判断を回避。

【判旨摘要】最高裁判決（最判昭和 57 年 9 月 9 日民集 36 卷 9 号 1679 頁）

代替施設の完成による訴えの利益喪失を理由に 2 審の却下判決を支持。上告棄却。また、平和的生存権は本件訴訟の原告適格を基礎づける法律上の利益を構成しないとして憲法判断を回避した。

七 百里基地訴訟

【争点】自衛隊の違憲性

【判旨摘要】地裁判決（水戸地判昭和 52 年 2 月 17 日判例時報 842 号 22 頁）

統治行為として、自衛隊は一見明白に侵略的なものではないから違憲でない。

【判旨摘要】高裁判決（東京高裁判昭和 56 年 7 月 7 日判例時報 1004 号 3 頁）

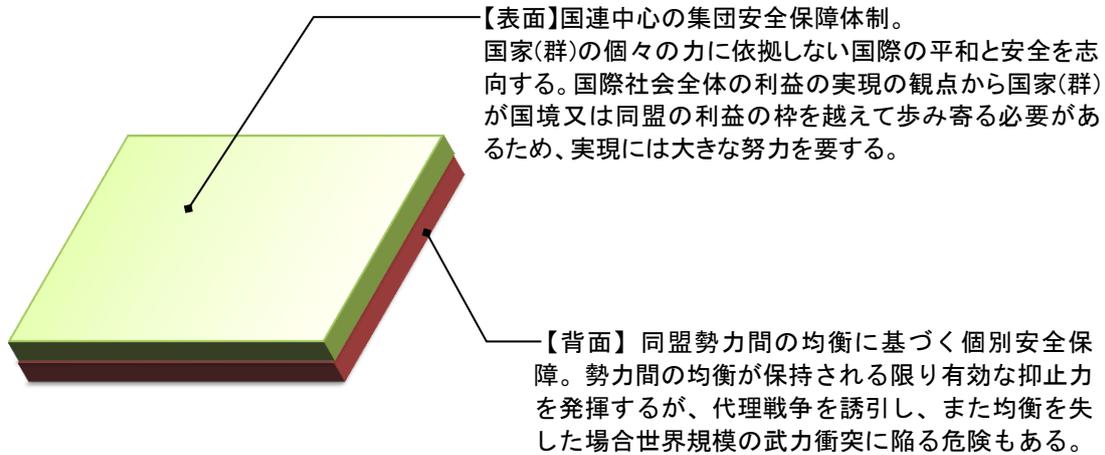
国の私法上の行為には憲法の適用はないとして控訴棄却。

【判旨摘要】最高裁判決（最判平成元年 6 月 20 日民集 43 卷 6 号 385 頁）

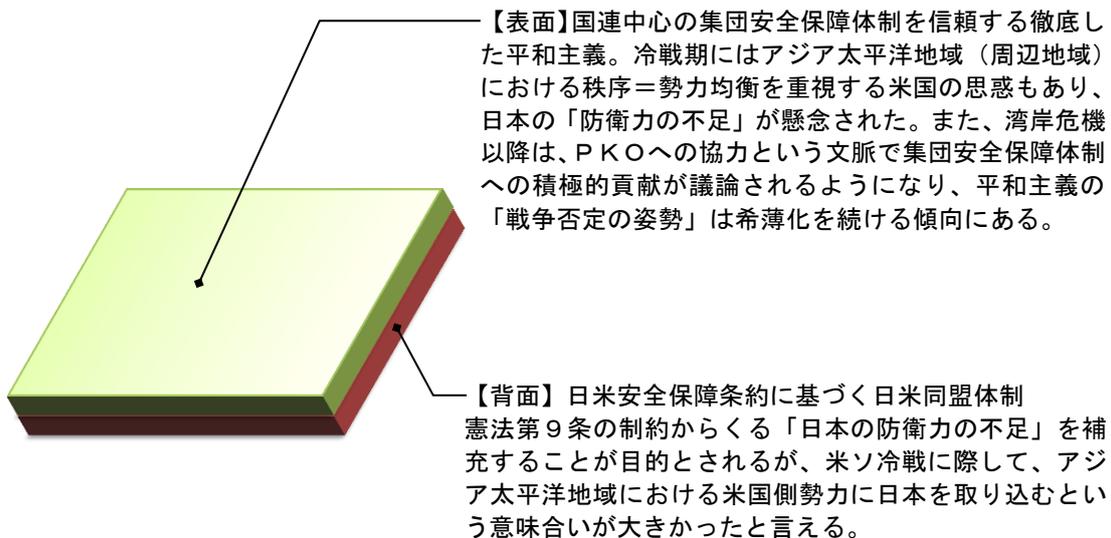
私人と対等の立場で行う国の行為は、公権力の行使による法規範の定立を伴わないから、憲法第 98 条第 1 項にいう「国務に関するその他の行為」には当たらない。また、そのような国の行為は、実質的にみて公権力の発動たる行為と同視し得るような特段の事情のない限り憲法第 9 条の直接適用を受けないとして高裁判決を支持し、憲法判断を回避した。

4 国際平面と日本の安全保障の二面性

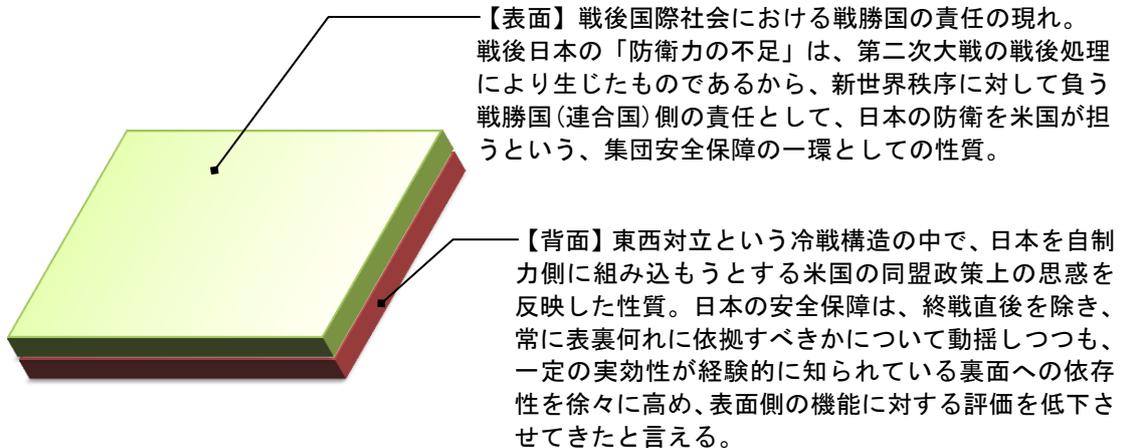
(1) 国際平面における安全保障の二面性



(2) 日本の安全保障の二面性



(3) 日米安保体制の二面性



5 新三要件と「明白な危険」判断の5基準

(1) 必要最小限度の実力行使の新三要件⁸（いわゆる集団的自衛権限定容認の新3要件）

- 1 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- 2 これ（発生した武力攻撃による明白な危険⁹）を排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 3 必要最小限度の実力行使であること

(2) 「明白な危険」判断の5基準¹⁰

- 1 攻撃国の意思・能力
- 2 事態の発生場所
- 3 その（事態の¹¹）規模・態様・推移
- 4 我が国に戦火が及ぶ蓋然性
- 5 国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性
これらの基準から『新三要件』を満たすか否か客観的、合理的に判断するとされている。

6 平和維持隊への参加にあたっての基本方針（いわゆる「PKO参加5原則」）¹²

- 1 紛争当事者間で停戦合意が成立していること。
- 2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること。
- 4 上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は、撤収することが出来ること。
- 5 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

⁸ 内閣官房『「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答』から引用

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html#shinsanyouken>

⁹ 括弧内は著者による。

¹⁰ 前掲註(8) 一問一答【問 21】から引用・整理

¹¹ 括弧内は著者による。

¹² 外務省WEBサイトから引用 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pko/pko_sanka.html

6 政府が与党に示した 15 事例¹³

番号	事例
武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）への対処（いわゆる「マイナー自衛権*」）	
①	離島等における不法行為への対処
②	公海上で訓練などを実施中の自衛隊が遭遇した不法行為への対処
③	弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護
国際協力分野	
④	戦闘地域での多国籍軍への後方支援
⑤	国連PKO要員らへの駆け付け警護
⑥	国連PKOで任務を遂行するための武器使用
⑦	領域国の同意に基づく邦人救出
「武力の行使」に当たり得る活動（集団的自衛権に該当するとされる分野）	
⑧	邦人を乗せた米輸送艦の防護
⑨	周辺有事で武力攻撃を受けている米艦の防護
⑩	周辺有事の際の強制的な停船検査
⑪	米国に向け日本上空を横切る弾道ミサイルの迎撃
⑫	周辺有事での弾道ミサイル発射警戒中の米艦防護
⑬	米国本土が核兵器など弾道ミサイル攻撃を受けた際、日本近海で作戦を行う米艦の防護
⑭	国際的な機雷掃海活動への参加
⑮	武力攻撃発生時の民間船舶の国際共同防衛活動

* 「マイナー自衛権」とは

「マイナー自衛権」という意味は、武力攻撃以外のマイナーケースの場合の自衛という意味で使用されております。現在の憲法上認められている自衛権の発動については、従来からいう3要件ですね、この場合に限られると解しております…、しかし、現実には正当防衛とか緊急避難とか、またテロ特措法やPKO法で言う自己保全のための自然的権利、また自衛隊法95条の武器等防護の規定もございまして、これらは憲法上武器の使用がみとめられている¹⁴とされる概念である。

安倍解釈は、旧3要件の下では憲法上許容されず、正当防衛や緊急避難を法的根拠にするより他なかったマイナー自衛権（グレーゾーン）に該当する事態について、新3要件を充足する場合には、憲法上許容される自衛権の行使として対処することができるという旨を明確にする意図をもった解釈であると考えられる。

¹³ 2014年5月28日『しんぶん赤旗』掲載の記事をもとに作成
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik14/2014-05-28/2014052801_01_1.html

¹⁴ 田村他 前掲註(5)2014 18頁

Ⅲ 補論 機雷掃海について

- 1 命題 如何なる場合にも憲法上派兵に該当する自衛隊の海外派遣は許されない。
派兵とは、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領空、領海に派遣することと定義する。このとき、自衛権の行使としての武力行使を目的とする自衛隊の海外派遣が許される場合であっても、憲法上派兵は常に許容されないのか。

解釈（１）

自衛権の行使としての海外派遣は武力の行使を目的とする派遣である（仮定）

$$A = B$$

武力行使を目的とする派遣は派兵に当たる（仮定）

$$B = C$$

ならば、自衛権の行使としての海外派遣は派兵に当たる…①

$$A = C$$

ここで、憲法上派兵は許されない（仮定）…②

$$C = D$$

よって①、②より、憲法上、自衛権の行使としての海外派遣は許容されない〔Q.E.D.〕。

解釈（２）

自衛権の行使である場合海外での武力行使を目的とする活動は許容される（仮定）…①

$$A = B$$

海外での武力行使を目的とする活動は派兵である（仮定）…②

$$A = C$$

よって①、②より、自衛権の行使である場合には憲法上派兵は許容される。

$$C = B$$

ここで、自衛権の行使である場合には派兵は憲法上許容されるという結論は、如何なる場合にも憲法上派兵は許されないという仮定と矛盾する。よって、如何なる場合にも憲法上派兵は許されないという仮定は誤りである。従って、自衛権の行使である場合には憲法上派兵は許容される〔Q.E.D.〕。

上記命題から導かれる解釈（１）、解釈（２）は、相矛盾する結論であるが、いずれも論理の過程に明確な誤謬があるわけではない。結局、結果の違いは価値判断に由来し、「憲法上例外なく海外での武力行使は許されるべきではない」と判断すれば（１）が導かれ、他方、「正当な自衛権の行使は、憲法上の武力行使禁止の例外である」と判断すれば解釈（２）が導かれるのである。

いずれにせよ、わが国の安全保障上の価値判断に係る解釈の問題であるから、その決定は第一に国民に委ねられるべきところ、直近の国政選挙においてこの点について明示の民主的正統性を賦与されていない安倍解釈が正当性を有していると言い得るか否かについては慎重な検討を要す。

添付資料 以上。